〇土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)の制定について(平成 12 年 3 月 24 日付け 12 構改 D 第 238 号構造改善局長通知)一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

 改正後(令和4年5月1日から適用)
 現行

 別紙
 別紙

 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)
 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)

3 請負工事費の積算

表-3・9 標準一般管理費等率

対 象 額	標準一般管理費等率
500 万円以下	<u>26. 17</u> %
500 万円を超え 30 億円以下	$G_1 = -1.4357 \text{Log}(C_1) + 35.789$ ただし G_1 :標準一般管理費等率(%) C_1 :対象額(単位:円)
30 億円を超えるもの	<u>22. 18</u> %

(注) [略]

3 請負工事費の積算

表-3・9 標準一般管理費等率

対 象 額	標準一般管理費等率
500 万円以下	<u>27. 00</u> %
500 万円を超え 30 億円以下	$G_1 = -2.9648 \text{Log}(C_1) + 46.862$ ただし G_1 :標準一般管理費等率(%) C_1 :対象額(単位:円)
30 億円を超えるもの	<u>18. 76</u> %

(注) [略]